

「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の主な修正内容

原子力災害対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき、「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」を以下のとおり修正します。

1. 原子力災害医療の記載の充実

原子力災害医療活動について、原子力事業者および原子力安全研究協会の間で協議を実施し、合意が得られた医療関連資機材および原子力安全研究協会の組織概要等の記載を追加する。

2. 緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る原子力規制庁との会合を踏まえた修正

- (1) 「全ての原子炉停止操作の失敗（GE11）」の判断基準解釈について、原子力災害対策指針等の「全ての原子炉停止操作」には、特定重大事故等対処施設からの原子炉停止機能も含まれるとの見解が示されたことから、特定重大事故等対処施設からの原子炉停止機能を追加する。
- (2) 「原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失（GE51）」の判断基準解釈について、原子力災害対策指針等で要求されている機能を明確化する。なお、この修正によるGE51の判断に変更はない。

3. 伊方1号機廃止措置計画に伴う修正

1号廃棄物処理設備排水モニタが廃止（本年度末に廃止予定）となるため、防災資機材の台数変更および緊急時活動レベル（「通常放出経路での液体放射性物質の放出（EAL03）」）の判断基準から除外する旨の注釈を記載する。

4. 伊方3号機非常用電源系統運用見直しによる修正

1, 2号機廃止措置の進捗状況および非常用ガスタービン発電機、特定重大事故等対処施設設置に伴い非常用電源系統の構成が変更され、2-3号機間電源融通ラインの運用を廃止した。そのため、当該ラインの6-3D号機間連絡遮断器（52T3D）の情報をERSSへ伝送する必要性がなくなった。これを受けて、当該遮断器情報は来年度にERSSへの伝送を停止することから、その旨を記載する。

5. 地震情報反映に伴う通報連絡様式の修正

先行電力の事業者防災業務計画修正に係る面談において、原子力規制庁から原子力事業者に対して地震情報に係る協力要請があったことから、通報連絡様式を修正する。(警戒事態該当事象発生連絡、警戒事態該当事象発生連絡後の状況連絡、第10条通報、第25条報告)

6. その他、記載の適正化

以 上